

社会福祉法人中越老人福祉協会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中越老人福祉協会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の定義)

第2条 この規程において報酬とは、社会福祉法において定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。

2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて職務執行の対価として下表の通り金額の上限を定め報酬を支給する。

役職名	報酬の上限額
理事長	月 額 120,000 円
理 事	年 額 60,000 円
監 事	年 額 60,000 円
評議員	年 額 30,000 円

2 法人の経営状況に応じ、役員等の報酬の額を減額することがある。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね給与の支給を受ける理事については、この規程に定める報酬は支給しないものとする。

(費用の弁償)

第5条 役員等が、招集に応じて会議等に出席したときは、その都度費用弁償として社会福祉法人中越老人福祉協会職員旅費規程（以下「旅費規程」という）の例により車賃等の交通費を支給する。

2 役員等が、法人職務遂行のため旅行（出張）したときは、その都度費用弁償として旅費規程の例により旅費を支給する。

3 前二項の定めについて、理事が職員を兼ねる場合、理事の身分としては重複してこれを適用しない。

4 本条に定めるもののほか、役員等に対する費用の弁償については、旅費規程の例により行うものとする。

5 費用弁償は、都度支払うほか本人の同意を得たうえ一定の期間を定め一括して支払うことができる。

(報酬の支給時期と方法)

第6条 理事長に対する報酬の支給時期は、毎月 25 日とし、その日が休日または金融機関の休日にあたるときは、その前日あるいは前々日とする。

- 2 役員等（理事長を除く）に対する報酬の支給時期は、毎年度末月とする。
- 3 報酬並びに費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その就任の日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 役員等（理事長を除く）が年度の中途において就任、退任した、または解任された場合の報酬額は年額を 12 で除し就任月数を乗じて得た額とする。
- 4 月の中途において就任、退任、または解任した場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日並びに祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 報酬等の計算額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 14 日）

この改正の規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。